

(別紙1)

## 建設工事競争入札参加資格における等級格付けについて

岩見沢市では、建設工事の競争入札参加資格のうち、一般土木、舗装、建築、電気及び管工事の5工種において、評定審査の結果に基づく等級格付けを行っています。

等級格付けは、「客観的要素の評定数値」と「技術・社会的要素の評定数値」の総合点数に基づき決定されます。

技術・社会的要素のうち、下記1に掲げた「届出項目」は、申請者が評価を希望した場合のみ加算対象となりますので、参加資格申請の際に「発注者別評価届出書(審2-1)」及び項目ごとに定められた確認資料等を提出してください。

届出書が提出されないときは、「届出項目」に関する評価は行なわれません。また、届出書にチェックがなされていない項目も同様に評価されませんので、提出漏れや記載間違いのないようにしてください。

### 記

#### 1 届出項目の評価方法等について(括弧内は提出を要する書類等)

##### (1) 技術点(審2-2:保有資格等申告書)

資格登録する営業所等(年間委任されているときは、当該支店等)に在籍する技術者が保有する国家資格等により、技術者一人に対して次のとおり評価し、工種ごとの合計点(100点を上限とする。)を技術点として付与します。(具体的な資格の名称等を参考資料3に掲載しています。)

- |                                    |    |
|------------------------------------|----|
| ①監理技術者となり得る国家資格等(1級土木施工管理技士等)      | 5点 |
| (基準日現在で資格取得後10年を経過している者は、7点)       |    |
| ②主任技術者となり得る国家資格等(2級土木施工管理技士等)      | 3点 |
| (主任技術者となり得るために実務経験を必要とする国家資格等を除く。) |    |
| ③上記のほか、岩見沢市が指定した国家資格等              | 1点 |

保有資格等申告書は、工種ごとに一枚ずつとしてください(一人につき一資格ですが、同一人を複数の登録工種に記載できます)。なお、この名簿は技術点の評価のみに使用するものですので、評価点の合計が100点を超えるときには、それ以上の記載を要しません。

##### (2) 社会貢献点のうち地域活動等(審2-3:社会貢献等申告書)

会社が、企業活動の一環として行った奉仕活動又は地域貢献活動に対する評価とし、一つの活動につき7点(上限21点)を付与します。

奉仕活動とは、公共施設の清掃や公共事業等の啓蒙活動などをいい、地域貢献活動とは、地域への寄与が社会的にも認められる活動全般(地域おこし、イベント・文化・スポーツ事業への支援、環境美化活動、除雪等への役務提供、植樹活動、福祉事業、教育支援や職場体験等)をいいます。

いずれも、岩見沢市内において原則無償で行われるもので、企業としての組織的活動であることが条件となります。(参考資料2に付与基準を掲載しています。)

申告の際には、活動内容が客観的に確認できる資料（感謝状、お礼状、新聞・広報記事、写真、証明書等）を添付してください。また、会社が加入している団体を通じての活動の場合には、団体から証明書の発行を受けるなどにより、会社が参加した事実を確認できることが必要となります。

(3) 社会貢献点のうち保護観察対象者等の就労支援（審2－4：協力雇用主登録・雇用実績証明書）市内業者で以下の要件を満たす者に対して、それぞれ点数を付与します。

① 保護観察対象者等を雇用し、改善更生に協力する協力雇用主として、札幌保護観察所に登録している場合に2点を付与します（ただし、基準日の前日までに登録を完了していること）。

② 基準日以前の2年間に保護観察対象者等である同一人を3か月以上雇用した実績がある場合に3点を付与します（ただし、①の要件を満たしていることが前提となります）。

いずれも、札幌保護観察所長の証明が必要となります。

※保護観察対象者等とは、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者のことをいいます。

(4) 雇用対策点のうち健康経営優良法人の認定

市内業者で経済産業省の健康経営優良法人の認定を受けている者に対して、5点を付与します。加点を希望される場合は認定証の写しの提出が必要となります。なお、随時申請にあっては、その基準日時点で認定されている者に加算します。

※制度の内容や申請方法については経済産業省のHP（健康経営優良法人認定制度のページ）を参照してください。

## 2 等級格付けに係る審査項目、基準及び配点の概要

※ 各審査項目の基準日は、他に定めのない限り、令和3年1月1日とします（随時申請の場合も同じ）。

※ 詳細は、別紙「令和3・4年度建設工事競争入札参加者資格審査基準（抜粋）」を参照してください。

(1) 客観的要素の評定

経営事項審査の結果の総合評定値（P点）を別に定める方法により再計算した値を客観的要素の評定数値とします。

(2) 技術・社会的要素の評定

評価項目ごとに算出した値の合計を技術・社会的要素の評定数値とします（参考資料1）。

## 参考資料1

### 技術・社会的要素の評定（概要）

項目	要件	配点上限	届出
ア 工事成績点	<p>本市発注工事のうち、平成30年4月1日以後に契約を締結し、令和2年12月31日までに完成した工事及びこれ以前に契約を締結したもののうち、この期間内に完成した工事の評定点に応じて、次式により加点します。</p> <p>工事成績点=(A-65)×7+65</p> <p>※(A)は、上記対象工事の評定点について、工種毎に算出した平均値とします。</p> <p>※(A)≥85の場合、上限の245点とします。</p> <p>※受注した工事の評定点がない場合には、(A)=65とみなして工事成績点を算出します。また、対象期間内に受注実績がない工種の工事成績点は50点となります。</p>	245点	不要
イ 技術点	<p>資格登録する営業所に配置されている技術職員数及びその職員が有する国家資格等に応じて、次の区分により加点します。</p> <p>① 監理技術者となり得る国家資格等 5点 (当該資格取得後10年以上の場合 7点)</p> <p>② 主任技術者となり得る国家資格等 3点</p> <p>③ その他(市が指定した国家資格等) 1点</p>	100点	要
ウ 社会貢献点		45点	
	① 本市との間で防災協定を締結している場合(申請者が加入する団体によるものを含む) 5点	(5)	不要
	② 過去1年以内に、本市内で行った奉仕活動又は地域貢献活動1件につき 7点	(21)	要
	③ 市内業者で以下の要件を満たす場合 (1) 保護観察対象者等を雇用し、改善更生に協力する協力雇用主として札幌保護観察所に登録している場合(ただし、基準日の前日までに登録を完了していること) 2点 (2) 基準日以前の2年間に保護観察対象者等である同一人を3か月以上雇用した実績がある場合(ただし、アの要件を満たしていることが前提。) 3点	(5)	要
	④ 令和元年・2年度に本市と除雪業務の請負契約を締結している場合(一般土木工事) 年度毎7点	(14)	不要
	⑤ 冬期間の給水管凍結修繕当番業務又は公道内水道故障修繕当番業務の協力業者(管工事) 各7点	(14)	不要
エ 雇用対策点		35点	
	① 市内業者である場合、その営業年数に2を乗じた値を加点します。 30点	(30)	不要
	② 市内業者で経済産業省の健康経営優良法人の認定を受けている場合 5点	(5)	要
	ただし、上記①及び②ともにアの(A)が65点未満の申請者には加点しません。		
オ 指名停止	過去2年間に本市の指名停止措置を受けた期間に応じ、1か月につき7点を減点します。	下限なし	不要

(注)「届出」欄が「要」の項目は、申請者から「発注者別評価届出書」が提出され、かつ、該当項目がチェックされている場合に評価の対象とします。

## 参考資料 2

### 社会貢献点の判定基準（概略）

#### 1 基本的考え方

- (1) 企業活動の一環であること。（個人的立場での活動は不可）
- (2) 一企業を単位として、具体的な従事状況が確認できるものであること。
- (3) 独自性が認められる活動に対しては、より高い評価を行う。
- (4) 行政機関等からの呼びかけによる行事等やこれに類するものへの参加は対象外とする。

#### 2 配点の考え方

- (1) 一企業を単位とする具体的な従事状況や成果が確認できない活動に対しては、複数の活動が申告された場合であっても、これらをまとめて計1口の付与とする。（加入団体発行の一律の内容を示す証明書等、災害防止等を目的とした日常的な啓発活動 等）
- (2) 同種の活動や相互に関連性が認められる活動への参加等は、合わせて1口とする（複数の各種美化活動への参加 等）
- (3) 申告された活動中に独自性が認められるものが含まれない場合、計2口を上限とする。
- (4) 目的・相手先等から社会貢献と認められる金銭等の寄付も対象とする（総額で時価10万円程度を目途とし、金額・口数の多寡等に関わらず計1口とする。）。なお、その内容によっては広告宣伝費に分類されるスポンサー料等もこれに含まれるが、冠婚葬祭・祭祀等への祝儀・供物等や政治団体・宗教団体への寄付・寄進等は対象外とする。
- (5) (4)の相手先に対するその他の活動（人的従事等）が認められるときは、(4)とは別口で評価することができる。

#### 3 確認資料

- (1) 行事案内や当日の資料・写真等は、申請者の参加が客観的に確認できるもの又は他の資料の補完となるものに限って認める。（日付不明等の信ぴょう性に疑義がある写真は不可）
- (2) 数年にわたると判断される活動における「感謝状」等は、その発行日付の有効期限を基準日前2年間とする。ただし、団体による活動や行事への参加については、この限りでない。

#### 4 その他

- (1) すべての評価は、申請の受付期間終了後に行う。
- (2) 申請時や受付期間中における個別の事例に係る評価の可否等の照会には回答しない。（この判定基準に基づき、申請者自身で判断すること。）
- (3) 社会貢献活動を4項目以上申告することは差し支えないが、5項目までを限度とする。また、この場合であっても評価点は21点を上限とする。

参考資料 3

技術点の対象となる国家資格及び配点一覧表

※ 5点が付与される国家資格を10年以上保有している場合、さらに2点を付与します。(計7点)

※ 配点欄が「○」となっている国家資格等については、等級区分により、3点(1級)又は1点(2級)を付与します。

資格等の名称	種別・選択科目 経験年数 等	配点				
		一般 土木	舗装	建築	電気	管
建設業法「技術検定」						
1級建設機械施工技士		5	5	5		
2級建設機械施工技士(第一種～第六種)		3	3	3		
1級土木施工管理技士		5	5	5		5
2級土木施工管理技士	土木	3	3	3		3
	薬液注入	3		3		
1級建築施工管理技士		5		5		5
2級建築施工管理技士	建築			3		
	躯体	3		3		
	仕上げ	3		3		3
1級電気工事施工管理技士					5	
2級電気工事施工管理技士					3	
1級管工事施工管理技士						5
2級管工事施工管理技士						3
1級電気通信工事施工管理技士					5	
2級電気通信工事施工管理技士					3	
建築士法「建築士試験」						
1級建築士		5		5		
2級建築士				3		
木造建築士				3		
技術士法「技術士試験」						
建設部門、総合技術監理部門(建設)		5	5	5	5	
農業部門、総合技術監理部門(農業)	農業土木	5		5		
電気電子部門、総合技術監理部門(電気電子)					5	
機械部門、総合技術監理部門(機械)	流体力学又は熱工学					5
上下水道部門、総合技術監理部門(上下水道)		5				5
水産部門、総合技術監理部門(水産)	水産土木	5		5		
森林部門、総合技術監理部門(森林)	森林土木	5		5		
衛生工学部門、総合技術監理部門(衛生工学)						5
衛生工学部門、総合技術監理部門(衛生工学)	水質管理	5				5
衛生工学部門、総合技術監理部門(衛生工学)	廃棄物管理	5		5		5
電気工事士法「電気工事士試験」						
電気事業法「電気主任技術者国家試験等」						
第1種電気工事士					3	
第2種電気工事士	3年				1	
電気主任技術者(1種・2種・3種)	5年				1	
電気通信事業法「電気通信主任技術者試験」						
電気通信主任技術者	5年				1	
水道法「給水装置工事主任技術者試験」						
給水装置工事主任技術者	1年					1
消防法「消防設備士試験」						
甲種消防設備士、乙種消防設備士					3	

資格等の名称	種別・選択科目 経験年数 等	配点				
		一般 土木	舗装	建築	電気	管
職業能力開発促進法「技能検定」	3年(2級に限る。)					
とび、とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工		○		○		
ウェルポイント施工		○		○		
ブロック建築、ブロック建築工、コンクリート積みブロック施工		○		○		
石工、石材施工、石積み		○		○		
鉄工	製缶、構造物鉄工作業	○		○		
製缶		○		○		
建築大工				○		
左官				○		
タイル張り、タイル張り工				○		
築炉、築炉工、れんが積み				○		
鉄筋組立て				○		
鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業 鉄筋組立て作業			○		
工場板金				○		
建築板金				○		
板金工、板金	建築板金作業			○		
板金、板金工、打出し板金				○		
かわらぶき、スレート施工				○		
ガラス施工				○		
畳製作、畳工				○		
内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、 床仕上げ施工、表装、表具、表具工				○		
建具製作、カーテンウォール施工、サッシ施工				○		
木工	建具製作作成			○		
防水施工				○		
冷凍空気調和機器施工、空気調和設備配管						○
給排水衛生設備配管						○
配管	建築配管作業					○
配管工						○
熱絶縁施工						○
さく井						○
その他						
地すべり防止工事	1年	1		1		1
基礎ぐい工事		1		1		
建築設備士	1年				1	1
計装	1年				1	1
解体工事				1		
基幹技能者						
登録電気工事基幹技能者					1	
登録橋梁基幹技能者		1		1		
登録コンクリート圧送基幹技能者		1		1		
登録防水基幹技能者				1		
登録トンネル基幹技能者		1		1		
登録左官基幹技能者				1		
登録機械土工基幹技能者		1		1		
登録海上起重基幹技能者		1				
登録PC基幹技能者		1		1		
登録鉄筋基幹技能者				1		
登録圧接基幹技能者				1		
登録型枠基幹技能者				1		
登録配管基幹技能者						1
登録鳶・土工基幹技能者		1		1		

資格等の名称	種別・選択科目 経験年数 等	配点				
		一般 土木	舗装	建築	電気	管
登録切断穿孔基幹技能者		1		1		
登録内装仕上工事基幹技能者				1		
登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者				1		
登録エクステリア基幹技能者		1		1		
登録建築板金基幹技能者				1		
登録外装仕上基幹技能者				1		
登録タテ基幹技能者						1
登録保湿保冷基幹技能者						1
登録グラウト基幹技能者		1		1		
登録冷凍空調基幹技能者						1
登録運動施設基幹技能者		1		1		
登録基礎工基幹技能者		1		1		
登録タイル張り基幹技能者				1		
登録標識・路面標示基幹技能者		1		1		
登録消火設備基幹技能者					1	
登録建築大工基幹技能者				1		
登録硝子工事基幹技能者				1		